

平成28年

寒河江市農業委員会第7回総会会議録

寒 河 江 市 農 業 委 員 会

寒河江市農業委員会
第7回総会

日時 平成28年7月25日(月)午前9時00分
会場 寒河江市役所1階 議会会議室

出席委員

| | | |
|----------|-----------|----------|
| 1番 加藤友康 | 2番 菊地ひとみ | 3番 土田彦雄 |
| 4番 猪倉通文 | 5番 黒田祐一 | 6番 影沢政俊 |
| 7番 土屋喜久夫 | 8番 菊地弘美 | 9番 石山邦一 |
| 10番 大泉邦彦 | 11番 眞木早百合 | 12番 相原稔 |
| 13番 小野義和 | 14番 佐藤義広 | 15番 奥山眞治 |
| 16番 菅井孝一 | 17番 鈴木久一 | 18番 柏倉吉美 |
| 19番 渡辺宏 | 20番 木村三紀 | |

事務局

| | |
|-------------|------------|
| 事務局 局長 原田真司 | 局長補佐 佐藤利美 |
| 総務主査 佐藤陽一 | 総務係長 高子英晴 |
| 農地係長 村上千尋 | 農地係主事 国井茂伸 |

報告事項

- (1) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- (2) 農地の現況変更について
- (3) 工事進捗状況報告書について

議事

- (1) 議第30号 農地法第3条の規定による許可処分について
- (2) 議第31号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について
- (3) 議第32号 農地法第3条第1項目的の買受適格者証明願の審議について
- (4) 議第33号 非農地証明願の審議について
- (5) 議第34号 農用地利用集積計画書の審議について

開会 午前 9時15分

木村議長 それでは、ただいまより寒河江市農業委員会第7回総会を開催いたします。よろしく申し上げます。

 まず、総会の成立についてでありますけれども、本日の出席者は総委員数20名中、出席委員20名で在任委員の全員が出席しておりますので、総会は成立いたします。

木村議長 次に、「議事録署名委員の選任」ですけれども、恒例により議長に一任いただけますでしょうか。

 （「異議なし」の声あり）

木村議長 それでは、4番・猪倉通文委員、5番・黒田祐一委員にお願いします。

 次に、「書記任命」ですが、高子係長にお願いします。

木村議長 次に、「報告事項」ですが、事務局からありましたらお願いします。事務局。

事務局（農地係長） 私のほうから報告事項を説明したいと思います。

 （報告事項朗読）

木村議長 ご苦労さまでした。
 ただいまの報告について、何か質問はありますか。

 （「なし」の声あり）

木村議長 ないようですので、ほかに事務局からありますか。

(「なし」の声あり)

木村議長 それでは早速、議事に入ります。

木村議長 議第30号から農地法関連の議案について上程します。

(1) 議第30号「農地法第3条の規定による許可処分について」

(2) 議第31号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」

(3) 議第32号「農地法第3条第1項目的の買受適格者証明願の審議について」

(4) 議第33号「非農地証明願の審議について」

(5) 議第34号「農用地利用集積計画書の審議について」

以上、議第30号から議第34号まで一括上程します。

ここで、先日開催されました事前審査会の報告を求めます。渡辺会長職務代理者、よろしくお願ひします。渡辺委員。

渡辺委員 19番、渡辺です。

去る7月19日に開催されました事前審査会の報告を行います。

事前審査会では、今回の総会にかかわる案件について、各地区担当委員による調査結果の報告に基づく審査と、事前審査会における現地調査として農地法第5条案件2件、非農地証明願案件1件、買受適格者証明願案件1件を実施し、審査いたしました。

議第31号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」。

順位29番及び関連がありますので順位30番、寒河江地区の宅地分譲用地及びその通路部分の一時転用の案件であり

ます。現地は周囲にまだ水田も広がっているものの都市計画区域内の用途地域にあり、計画どおりであれば特に問題はないと判断いたしました。

次に、順位34番、西根地区の集合住宅用敷地転用への案件であります。現地は約2,000平方メートルの土地に3棟の集合住宅を建築する予定です。都市計画区域内の用途地域となっており、計画どおりであれば特に問題はないと判断いたしました。

議第32号「農地法第3条第1項目的の買受適格者証明願の審議について」。

順位1番から7番の案件であります。農地は農振農用地域内であり、大変きれいに管理のされた農地でありました。買受者は、以前総会でも問題になった農地所有適格法人であります。農地の管理を引き続き見守る必要があるものの、買受する資格があるものと判断いたしました。

議第33号「非農地証明願の審議について」。

順位7番、白岩地区の案件です。申請者は原野に戻してから売買をしたいとの意向であります。現地は、大まかな場所としては2カ所あり、双方とも申請どおり20年以上耕作していないように見受けられ、そこに行くための農道もありませんでした。1カ所は大体の農地の場所はわかりましたが、もう1カ所は木が生い茂り、もはや位地を確定するのは困難でありました。耕作を再開するのも困難と見受けられましたので、異議はありませんでした。

なお、その他申請されました案件については、全て異議なしとされたところであります。

以上であります。各地区における十分な審査をお願いいたします。事前審査会の報告とさせていただきます。

以上であります。

木村議長

どうもご苦労さまでした。

それでは、ただいまより地区審査に入りたいと思います。

地区審査につきましては30分程度としまして、約40分ありますけれども10時までとします。

それでは地区審査の間、暫時休憩といたします。

休憩 午前 9時22分

再開 午前 10時01分

木村議長

それでは、休憩を閉じまして議事を再開します。

初めに、議第30号「農地法第3条の規定による許可処分について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査の結果の報告をお願いします。

寒河江地区、黒田祐一委員をお願いします。

黒田委員

議第30号農地法第3条の規定による許可処分について。
5ページをお開きください。

(議案書順位21番、22番朗読)

この件につきまして、7月16日、土屋委員と現地を確認してまいりました。転用売却の代替地ということで、この後5条にも出てきますけれども、それにかかわる代替地の農地の取得ということで、当地は調整区域内の農地でありますけれども3条で購入するというので、なるべく長く耕作していただきたいという希望を添えて地区審査でも異議ございませんでした。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。

事務局（農地係長） 順位 2 1 番、順位 2 2 番は、農地法第 3 条調査書に基づく審査調査の結果、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないことが確認されましたので、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。

木村議長 ご苦労さまでした。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員、事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

（発言なし）

木村議長 意見がないようですので、それでは採決します。

議第 3 0 号「農地法第 3 条の規定による許可処分について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

木村議長 全員賛成ですので、議第 3 0 号は原案のとおり決定いたしました。

木村議長 次に、議第 3 1 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書の審議について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査の結果の報告をお願いします。

初めに、寒河江地区、黒田祐一委員。

黒田委員 議第 3 1 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書の

審議について。7ページをお開きください。

(議案書順位29番、30番、朗読)

29番、30番に関しましては、19日事前審査会で現地を確認しています。利用計画書どおりであれば周辺農地には影響ないと判断したところですが、地区審査会でも異議はございませんでした。

(議案書順位32番、33番朗読)

32番、33番につきましては、16日、土屋委員と現地を確認してまいりました。2カ所とも周辺は住宅が立ち並んでおり、周辺には農地も見当たらないということで、申請どおりであれば周辺農地の影響はないと判断されました。地区審査でも異議ございませんでした。

これで終わります。

木村議長

ご苦労さまでした。

次に、西根・三泉地区、土田彦雄委員をお願いします。

土田委員

3番、土田です。

(議案書順位34番朗読)

この件につきまして、7月19日の事前審査会において現地を確認してきたところであり、周辺は住宅が立ち並んでおりまして、宅地化が進んでいる場所であり、計画どおりであれば問題なしということで判断してきたところでありまして、地区審査でも異議ありませんでした。

以上です。

木村議長

ご苦労さまでした。

次に、柴橋地区、柏倉吉美委員お願いします。

柏倉委員

18番、柏倉です。

(議案書順位31番朗読)

この件につきまして、7月16日、大泉委員と現地を確認したところ、周りは住宅地であり何の心配もないと判断されました。また、申請書どおりであれば何の異議もないと判断されました。地区審査でも異議ありませんでした。

以上でございます。

木村議長

ご苦労さまでした。

続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局(農地係長)

順位29番は、宅地分譲用敷地8区画分の転用となっております。農地区分は都市計画区域内の用途地域内の農地となっておりますので、第3種農地と判断します。第3種農地は原則許可ですので、問題ないと判断します。

順位30番は、順位29番の宅地分譲用敷地を造成する際に大型車が通れるように一時転用するという案件です。同じく用途地域内の第3種農地であり、転用時期は短期間で農地への復元計画も妥当でしたので問題ないと考えます。

順位31番は、住宅建築用敷地への転用です。申請地は大規模に広がる農地の端のほうに位置しており、第1種農地と判断します。第1種農地は原則不許可ですが、現地は集落と

接続し、申請人から提出を受けた土地選定理由書から見ても、申請人がほかに住宅を建築できる用地はなく、申請人の実情から見て代替性がないと考えられますので、許可相当と判断します。

順位32番は、店舗建築用敷地への転用です。農地区分は都市計画区域内の用途地域内の農地となっておりますので、第3種農地と判断します。第3種農地は原則許可ですので、問題ないと考えます。

順位33番は、宅地分譲用敷地への転用案件です。農地区分は同じく都市計画区域内の用途地域内の農地となっておりますので、第3種農地と判断します。第3種農地は原則許可ですので、問題ないと考えます。

なお、済みませんが、改良区の意見のところは空欄となっておりますが、可です。次の34番も改良区の意見、可となっております。

続きまして、順位34番は、集合住宅建築用敷地への転用案件です。農地区分は同じく都市計画区域内の用途地域内の農地となっておりますので、第3種農地と判断します。第3種農地は原則許可ですので、問題ないと考えます。

以上です。

木村議長

ご苦労さまでした。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員、事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、それでは採決します。

議第31号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙

手を求めます。

(全員挙手)

木村議長 全員賛成ですので、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

木村議長 次に、議第32号「農地法第3条第1項目的の買受適格者証明願の審議について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査の結果の報告をお願いします。

寒河江地区、黒田祐一委員をお願いします。

黒田委員 議第32号農地法第3条第1項目的の買受適格者証明願の審議について。10ページをお開きください。

(議案書順位1番朗読)

以下、11ページ7番までございます。

この件につきまして、19日、事前審査会で審議をいたしました。ビー・エム・エフにつきましては、経営面積、経営内容等審査した結果、買受の適格者であるという認識で一致いたしております。地区審査でも異議はございませんでした。

以上、報告を終わります。

木村議長 ありがとうございます。

続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。

事務局(農地係長) 順位1番から順位7番につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、証明の要件を満たしていると考え

えます。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員、事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、それでは採決いたします。

議第32号「農地法第3条第1項目的の買受適格者証明願の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第32号は原案のとおり決定いたしました。

木村議長

次に、議第33号「非農地証明願の審議について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査の結果の報告をお願いします。

白岩地区、眞木早百合委員をお願いします。

眞木委員

11番、眞木です。

議第33号非農地証明願の審議について。13ページをお願いします。

(議案書順位7番朗読)

この件について、7月19日、事前審査会において現地を確認してきました。申請された農地は既に山林と一体化した原野となっており、再び農地に戻すことは困難であると思われますので、非農地にして問題ないと判断してきました。地区審査でも異議ありませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、事務局から補足説明があればお願いします。

(「特にありません」の声あり)

木村議長

ないようですので、これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員、事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、それでは採決します。

議第33号「非農地証明願の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第33号は原案のとおり決定いたしました。

木村議長

次に、議第34号「農用地利用集積計画書の審議について」、地区担当委員より議案の朗読と地区審査の結果の報告をお願いします。

白岩地区、眞木早百合委員お願いします。

眞木委員

11番、眞木です。
農用地利用集積計画書をごらんください。

(議案書朗読)

認定新規就農者であり、地区審査では異議ありませんでした。

以上です。

木村議長

ご苦労さまでした。

続いて、農業経営基盤強化促進法に定められた各要件について、事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局(農地係長)

いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

木村議長

ご苦労さまでした。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員、事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、それでは採決します。

議第34号「農用地利用集積計画書の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第34号は原案のとおり決定いたしました。

これで本日上程された議案については全て議決されました。

以上をもちまして、本日の総会を終了いたします。

どうもご苦労さまでした。

閉会 午前10時24分

平成28年7月25日

第7回総会 議長.....

議事録署名委員 4番委員.....

議事録署名委員 5番委員.....